

広島県告示第五百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県尾道市美ノ郷町三成、同市木ノ庄町木梨山方、同市美ノ郷町白江、同市美ノ郷町本郷及び同市美ノ郷町猪子迫地内			
	土砂災害警戒区域			
区域の名称	畔ノ迫D（四九三二）	畔ノ迫D（四九三二）	畔ノ迫D（四九三二）	畔ノ迫D（四九三二）
	畔ノ迫D（四九三一）	畔ノ迫D（四九三一）	畔ノ迫D（四九三一）	畔ノ迫D（四九三一）
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
区域の名称	畔ノ迫D（四九三二）	畔ノ迫D（四九三二）	畔ノ迫D（四九三二）	畔ノ迫D（四九三二）
	畔ノ迫D（四九三一）	畔ノ迫D（四九三一）	畔ノ迫D（四九三一）	畔ノ迫D（四九三一）
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
区域の表示	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

美ノ郷町（ 六五九― 五）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	美ノ郷町（ 六五九― 五）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
瀬戸上川（ 三四隣 a）	土石流	次の図のとおり	瀬戸上川（ 三四隣 a）	土石流	次の図のとおり
瀬戸上川（ 三四隣 b）	土石流	次の図のとおり	瀬戸上川（ 三四隣 b）	土石流	次の図のとおり
光安北川（ 七八五三隣 ）	土石流	次の図のとおり	東猪子迫川 （五）	土石流	次の図のとおり
東猪子迫川 （五）	土石流	次の図のとおり	東猪子迫川 （五）	土石流	次の図のとおり
東猪子迫川 （五隣 a）	土石流	次の図のとおり	東猪子迫川 （五隣 a）	土石流	次の図のとおり
東猪子迫川 （五隣 b）	土石流	次の図のとおり	東猪子迫川 （五隣 b）	土石流	次の図のとおり
西猪子迫川 （六）	土石流	次の図のとおり	西猪子迫川 （六）	土石流	次の図のとおり
西三成下川 （八）	土石流	次の図のとおり	西三成下川 （八）	土石流	次の図のとおり
西三成下川 （八隣）	土石流	次の図のとおり	西三成下川 （八隣）	土石流	次の図のとおり
西三成川（ 九）	土石流	次の図のとおり	西三成川（ 九）	土石流	次の図のとおり
西三成川（ 九隣）	土石流	次の図のとおり	西三成川（ 九隣）	土石流	次の図のとおり
三成川（四 八）	土石流	次の図のとおり	三成川（四 八）	土石流	次の図のとおり
小山川（七 八一三）	土石流	次の図のとおり	小山川（七 八一三）	土石流	次の図のとおり
小山川（七 八一三隣 a）	土石流	次の図のとおり	小山川（七 八一三隣 a）	土石流	次の図のとおり
小山川（七 八一三隣 b）	土石流	次の図のとおり	小山川（七 八一三隣 b）	土石流	次の図のとおり
小山川（七 八一三隣 c）	土石流	次の図のとおり	小山川（七 八一三隣 c）	土石流	次の図のとおり

大迫（七八）	地滑り	次の図のとおり	
山方（二七）	地滑り	次の図のとおり	
西三成南川（七八五四）隣（c）	土石流	次の図のとおり	西三成南川（七八五四）隣（c）
			土石流
			次の図のとおり
西三成南川（七八五四）隣（b）	土石流	次の図のとおり	西三成南川（七八五四）隣（b）
			土石流
			次の図のとおり
西三成南川（七八五四）隣（a）	土石流	次の図のとおり	西三成南川（七八五四）隣（a）
			土石流
			次の図のとおり
柳井川（四）隣（c）	土石流	次の図のとおり	柳井川（四）隣（c）
			土石流
			次の図のとおり
柳井川（四）隣（b）	土石流	次の図のとおり	柳井川（四）隣（b）
			土石流
			次の図のとおり
柳井川（四）隣（a）	土石流	次の図のとおり	柳井川（四）隣（a）
			土石流
			次の図のとおり
才原川（三一隣）	土石流	次の図のとおり	才原川（三一隣）
			土石流
			次の図のとおり
小山川（七八一三隣d）	土石流	次の図のとおり	小山川（七八一三隣d）
			土石流
			次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。